

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間③に係る資格喪失日（昭和40年6月3日）及び資格取得日（昭和41年2月26日）を取り消し、申立期間③の標準報酬月額を1万円とするとともに、申立期間③中において支給したと記録されている脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月25日から38年1月21日まで  
② 昭和38年3月26日から40年6月3日まで  
③ 昭和40年6月3日から41年2月26日まで

社会保険事務所で年金の記録を確認したところ、申立期間①及び②については、脱退手当金を受給しているため年金には算入されないと言われたので、脱退手当金は受給していないと言ったところ、書類が残っている以上仕方がないと言われた。しかし、事実と全く違っていたので、私自身でBに本社があったC社とA社の厚生年金保険の加入記録について、Bの社会保険事務所へ照会したところ、Dの社会保険事務所と同様に脱退手当金を受給しているとの回答であったが、脱退手当金は受給していないので納得いかない。

また、申立期間③については、昭和38年3月26日にA社に入社し、退職したことも無く42年10月1日まで継続して勤務したので、当該期間の厚生年金の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、社会保険庁が管理するオンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和38年3月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、40年6月3日に同資格を喪失、その後41年2月26日に同社にお

いて同資格を再取得したとされており、申立期間③の厚生年金保険被保険者の記録が無い。

しかしながら、雇用保険の記録及び申立期間③当時の同僚二人は「私が、昭和 39 年ころ入社した時には申立人は A 社で勤めており、申立人が入社して半年後ぐらいに申立人の紹介で同社に入社し、41 年ころに退職するまで申立人と一緒に仕事をしていた。」、「私が、37 年ころ同社に入社して数か月後ぐらいに申立人が入社したと思う。申立人が同社に入社して、私が 42 年に退職するまで一緒に仕事をしていた。」と供述していることから、申立人が申立期間③においても A 社において継続して勤務していたことが認められる。

また、A 社の申立期間③当時の事務担当者は、「当時、私が事務員をしており、従業員の厚生年金保険の保険料は給与から控除していたと思う。」と供述しているほか、申立人と同時期に同社に勤務していた同僚 4 人が、「申立人は同社を退職したことは無く、業務内容は変わらず継続して勤務していた。」と供述している上、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の勤務期間と同時期に同社において厚生年金保険に加入したことが確認できる申立人を含む 41 人について記録を調査したところ、申立人を除く 40 人には空白期間は無く、厚生年金保険被保険者資格が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する A 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和 40 年 5 月の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、A 社は既に適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間③当時の事業主も亡くなっているため、申立期間③における厚生年金保険の適用状況についての関連資料や供述を得ることはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 6 月から 41 年 1 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①及び②については、社会保険事務所の記録から、申立期

間③中の昭和40年11月9日に脱退手当金の支給決定がされていることが確認できるが、前述1のとおり、申立期間③は、厚生年金保険の被保険者期間であった期間と認められるため、当該脱退手当金の支給は違法であり、受給の有無にかかわらず、その支給記録を取り消すことが必要である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月30日から同年12月30日まで  
② 昭和27年11月1日から32年2月28日まで

平成20年に『ねんきん特別便』を見て、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることを初めて知ったが、過去に同手当金を請求し受給した記憶は全く無く、そのような制度があったことも知らなかったため、年金記録を訂正してもらいたい。

自分からA社を退社したが、その際に退職金は無かったし、同社から脱退手当金についての説明を受けた記憶も無い。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付記録欄に脱退手当金が支給決定されたことを示す記載があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給決定額に計算上の誤りは無く、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和32年9月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 5 日から同年 10 月 30 日まで  
② 昭和 38 年 8 月 27 日から同年 12 月 20 日まで  
③ 昭和 39 年 9 月 1 日から 42 年 3 月 26 日まで

57 歳か 58 歳ごろ、受給できる老齢年金の額を調べに社会保険事務所へ行った際に、脱退手当金が支給済みとされていることを初めて知った。

しかし、私は、A 社では事務員として勤務しており、脱退手当金を請求し、受給すれば憶えているはずであるが、そのような記憶は無い。将来、受給開始年齢に達すれば、国から老齢厚生年金が支払われるものと信じていたので、脱退手当金が支給済みとされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、脱退手当金の支給対象期間において、対象期間の一部が異なる厚生年金保険被保険者記号番号により管理されていることが確認できるものの、脱退手当金支給日の約 2 か月前の昭和 43 年 3 月 19 日に同一番号への重複取消処理が行われた旨の記載がある上、同日に氏名変更処理も行われた記載が確認できることから、脱退手当金の裁定請求に併せてこれらの処理が行われたと考えるのが自然である。

また、社会保険事務所が保管する A 社の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給決定されたことを意味する「脱」表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 20 日から 42 年 4 月 26 日まで  
② 昭和 42 年 5 月 3 日から 45 年 5 月 1 日まで

平成 14 年ごろ老齢厚生年金の裁定請求をするために、社会保険事務所で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間①及び②は、脱退手当金が支給された期間とされていることが判明した。しかし、脱退手当金が支給されたとする昭和 45 年 6 月当時は、結婚したばかりで引っ越しなどがあり忙しかったし、将来、申立期間①及び②も含めて老齢厚生年金が受給できるものと思っていたため、脱退手当金を請求したはずがない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の A 社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給対象期間において、対象期間の一部が異なる厚生年金保険被保険者記号番号により管理されていることが確認できるものの、脱退手当金支給日の約 1 か月前の昭和 45 年 5 月 1 日に同一番号への重複取消処理が行われた旨の記載があることから、脱退手当金の裁定請求に併せて同処理が行われたと考えるのが自然である。

また、社会保険事務所が保管する申立人の A 社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。